

区民センターのお申込・ご利用方法の変更について

内容 大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部改正により、区民センターのお申込・ご利用方法が変わります。

変更点 これまで、ご利用いただく直前（当日含む）までに使用料をお支払いいただいておりますが、大阪市の規則改正によりまして、平成29年4月1日以降は、原則として区民センターの使用料をお申込日から **2週間以内** にお支払いいただくこととなります。

お申込日とご利用日の期間	使用料の納付期限	具体例
お申込日からご利用日の前日までの期間が、 <u>1ヶ月以上</u> ある場合	お申込日から13日後の日	①
お申込日からご利用日の前日までの期間が、 <u>7日以上</u> 、 <u>1ヶ月未満</u> である場合	お申込日から6日後の日	②
お申込日からご利用日の前日までの期間が、 <u>7日未満</u> である場合	ご利用前まで	③

※附属設備の使用料はご利用日にお支払いください

使用料の返金 ご利用者が、次の期間内に使用許可の取り消し（キャンセル）を申し出られた場合、お支払いいただいた使用料をご返金いたします。

利用室名	使用許可の取り消し（キャンセル）を申し出た日	ご返金する使用料の額
ホール	使用日の3ヶ月前の日以前の日	全額
	使用日の3ヶ月未満で2ヶ月前の日以前の日	半額
会議室	使用日の1ヶ月前の日以前の日	全額

具体的な例 例① お申込日が4月10日で、ご利用日が8月20日の場合

	申込日 4/10	申込から2週間以内 4/23	利用日3ヶ月前 5/20	利用日2ヶ月前 6/20	利用日1ヶ月前 7/20	利用日 8/20
ホール	お支払期間	全額返金期間	半額返金期間	返金のない期間	返金のない期間	返金のない期間
会議室						

例② お申込日が4月10日で、ご利用日が5月1日の場合

	申込日 4/10	1週間以内 4/16	利用日 5/1
全室	お支払期間	返金のない期間	

※お支払後の返金はありません

例③ お申込日が4月10日で、ご利用日が4月16日の場合

	申込日 4/10	利用日 4/16
全室	お支払期間	

※お支払後の返金はありません